

きずな

2010年10月21日

NO 812

赤旗井原出張所

井原市井原町103 (TEL 62-6200)

井原市議会10月定例会で、市民に真に開かれた議会を目指し、議会や議員の役割や活動原則を定めた「井原市議会基本条例」が制定されました。条例の内容は次のとおりです。施行は平成23年4月1日からです。

井原市議会基本条例

国と地方公共団体（以下「自治体」という。）は、対等・協力の関係へと変化するなど地方分権の進展に伴い、自治体の権限は一層拡大し、議会の役割もより重要となった。自治体の長と議会の議員は住民が直接選挙する二元代表制で選ばれており、それぞれが市民の負託にこたえる責務を負っている。

「いまやらねばいつできる わしがやらねばたれがやる」井原市が生んだ木彫界の巨匠、平櫛田中翁の座右の銘にならない、今こそ井原市議会は合議制の機関として、自治体の重要事項を審議、議決することはもとより、政策立案、行政監視、会議や情報の公開、議会への住民参加と交流を重んじる役割と機能を最大限に発揮しなければならない。また、様々な市政の課題に対する市民の意向を的確に把握し、議員間の活発な議論を通じ、議員自らが創意と工夫を積み重ね、井原市の新しいまちづくりと市民福祉の向上に努めていく必要がある。さらに公正及び透明性を確保した市民にわかりやすい「真に開かれた議会」を深く追求する努力によって一層の議会改革を推進し、議会の活性化及び市民とともに考える議会の実現を目指す決意である。

井原市議会は、高い政治倫理を追求するとともに、議会、議員の責務と議会運営の基本的事項を定めた井原市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の負託にこたえられる真に開かれた議会運営を実現し、市民福祉の向上と市政の発展を目指すことを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、規則等を制定してはならない。

第2章 議会の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすい真に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるように、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提案の強化に努めること。
- (4) 市民代表の立場から、適正な市政運営が行われているか監視し、評価すること。
- (5) 他の自治体の議会との交流及び連携を推進すること。

（議決責任）

第4条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

>>>

>>>

第3章 議員の活動原則

（議員の活動原則）

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題について市民の意見を的確に把握するとともに、自己研さんによって、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民福祉の向上を目指して活動すること。
- (3) 政務調査費を活用し、積極的に調査研究を行うこと。
- (4) インターネット等多様な手段を通じて、市民への情報発信に努めること。

（会派）

第6条 議員は、議会活動のために2人以上の議員により、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

第4章 市民と議会との関係

（市民と議会との関係）

第7条 議会は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、議会が保有する情報を議会広報誌、ホームページ及びCATV等を用いて積極的に公開するとともに、自由に閲覧できるようにしなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての委員会及び全員協議会を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的知見の活用並びに法第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参考人制度を活用して市民等の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、CATV等を活用した議会報告を行うとともに、市政全般にわたって、市民と議員が自由に意見交換する場を設けるものとする。
- 5 議会は、市民に対し広く議会及び委員会の傍聴を呼びかけるものとする。また井原市内の小中学校、中学校、高等学校に対し議会の傍聴及び議場等の見学を呼びかけるものとする。
- 6 議会は、前項に定める傍聴の機会を拡大するため、休日又は夜間に本会議を開催することができる。

（議案に対する賛否の公表）

第8条 議会は、議案に対する各議員の賛否を、議会広報誌及びホームページで公表するものとする。

第5章 議会と執行機関の関係

（議会と執行機関との関係）

第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

2面左上へつづ<

1面右下よりつづく

- (1) 本会議における一般質問は、市民にわかりやすく、又論点を明確にするため、一問一答方式で行う。
- (2) 本会議及び委員会において、市長等は議員の質問及び質疑について、論点を明確にするため、議員に対し問うことができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、市長が重要な政策等を議会に提案するに当たり、論点を明確にし、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案の審議に当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明)

第11条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(議会が求める報告及び資料の要求)

第12条 議会は、市長等に対し、次に掲げる報告を求めるものとする。

- (1) 基本構想及び基本計画を実現するための長期的で重要な計画の策定状況
 - (2) 審議会等の開催状況の概要
- 2 議会は、議案審議等に当たり、市長等に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとする。

第6章 議員間討議

(議会の合意形成)

第13条 議会は、市長等に対する本会議及び委員会への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

第7章 委員会の活動

(委員会の活動)

第14条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員長は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

3 委員会は、委員自らの提案及び市民の意見等をもとに所管事務調査を積極的に行い、政策提案を行うものとする。

4 委員会は、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用し、多様な意見を踏まえながら審査の充実に努めるものとする。

第8章 議会機能の強化

(調査機関の設置)

第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験

>>>

>>>

者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会図書室)

第16条 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(広聴広報活動の充実)

第18条 議会は、広聴広報委員会を設置し、議会広報誌及びホームページの充実に努めるものとする。

2 議会は、CATVを活用して、議会中継に取り組みとともに、情報通信技術の発達を踏まえた広聴広報活動に努めるものとする。

3 委員会の行政視察並びに政務調査費を使用して行う研修及び個人視察の報告書は、議会広報誌及びホームページで公開するとともに、自由に閲覧できるようにしなければならない。

4 議会は、市民の多様な意見及び提案を把握するため、市民アンケート等の広聴活動に努めるものとする。

(議会事務局)

第19条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の充実に努めるものとする。

第9章 政治倫理・議員定数・議員報酬

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、市民の代表者として倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員の政治倫理に関することは、別に条例で定める。

(議員定数)

第21条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考に決定するものとする。

第10章 雑則

(条例の検証及び見直し手続)

第23条 議会は、この条例の目的が達成されているのかどうかを、市民及び学識経験者等の意見を参考に検証し、その結果を公表するものとする。

2 議会は、前項に定める検証の結果、この条例の改正を含む議会関係条例等の改正が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

この「きすな」は森本ふみお議員のブログ (<http://jcp-seibu.sakura.ne.jp/morimoto/>) でも見れます

生活に役立ち勇気と確信のわくしんぶん[赤旗]をお読みください(月額日刊紙2,900円日曜版800円)